

## 暦年課税制度 ～相続・贈与一体課税見直しに伴う税負担への影響～

政府税制調査会や自民党の税制調査会では、既報（No.180）のとおり、近い将来、資産の移転の時期（回数・金額含む）にかかわらず、納税義務者にとって、生前贈与と相続を通じた資産の総額に係る税負担が一定となる「資産移転の時期の選択に中立的」という制度に見直すことを検討しています。

そこで、相続・贈与一体課税が行われると仮定し、その場合の税負担への影響について試算をしてみます。

## 1. 前提条件

改正の内容は未定ですが、以下のような改正が行われると仮定します。

	現行制度	改正後
課税方法	単年分課税	10年間の累積贈与額に対して贈与税を課税？
基礎控除額	110万円	相続税の基礎控除額と同額？
税率	贈与税の税率	相続税の税率？
相続税との関係	相続又は遺贈によって財産を取得した者に対する3年以内の生前贈与加算又は相続時精算課税贈与を、相続財産に加算して相続税を課税する	相続開始前10年以内のすべての贈与（2親等内の親族に対するものに限る）と相続財産に対して相続税を課税する？
生前贈与加算の対象者	相続又は遺贈によって財産を取得した者	2親等内の親族？
生前贈与加算の金額	上記の対象者が、相続開始前3年以内に贈与を受けた金額	上記の対象者が、相続開始前10年以内に贈与を受けた金額？
適用開始時期	—	令和5年1月1日以後の贈与から？

## 2. 【設例】で検討する相続税負担への影響

(1) 被相続人：父（令和10年3月死亡）	(2) 相続人：長男・長女	(3) 父の遺産と遺産分割：30,000万円を長男と長女がそれぞれ1/2ずつ相続
(4) 生前贈与：長男・長男の子A（12歳）・長女・長女の子B（10歳）にそれぞれ、令和5年から毎年1月に500万円ずつ贈与した。		
(5) 相続税の計算 <span style="float:right">(単位：万円)</span>		

	現行制度		改正後（10年間累積課税）			
	長男	長女	長男	長男の子A	長女	長女の子B
遺産の額	15,000	15,000	15,000	—	15,000	—
生前贈与加算	1,500	1,500	3,000	3,000	3,000	3,000
課税価格	16,500	16,500	18,000	3,000	18,000	3,000
相続税の総額	8,120		11,720			
各人の算出税額	4,060	4,060	5,023	837	5,023	837
2割加算	—	—	—	167	—	167
贈与税控除	△97	△97	—	—	—	—
納付税額	3,963	3,963	5,023	1,004	5,023	1,004
納付した贈与税	1,121（注）		—	—	—	—
合計税額	9,047		12,054			

※ 改正後は、贈与財産は基礎控除額以下として贈与税は課されないものと仮定。また、2親等の親族に対する相続開始前10年以内の贈与については、相続財産に加算して相続税が課されるものと仮定。その他、現行の相続税の課税の仕組み（基礎控除額、相続税の税率、配偶者及び1親等の血族以外の者が取得した場合の相続税額の2割加算）によって試算。

（注）納付した贈与税額は以下のとおり。

・長男及び長女 500万円 ⇒ 48.5万円×5（令和5年1月～令和9年1月）＝242.5万円（相続開始年分の贈与については、贈与税は課されない）

・長男の子A 500万円 ⇒ 53万円×6（令和5年1月～令和10年1月）＝318万円

・長女の子B 長男の子Aに同じ 318万円

生前贈与が相続税と一体課税になることで税負担は相当額増加することになります。そのため、改正前までの年分について少しでも生前贈与を実行しておくことがポイントです。

（文責：山本和義）